

文化振興に関する条例 他自治体の事例

自治体名	大阪市	堺市	東大阪市	枚方市	豊中市	吹田市	岸和田市
人口(H27国勢調査)	2,691,185人	839,310人	502,784人	404,152人	395,479人	374,468人	194,911人
条例名	大阪市芸術文化振興条例	自由都市堺文化芸術まちづくり条例	東大阪市文化芸術振興条例	枚方市文化芸術振興条例	豊中市文化芸術振興条例	吹田市文化振興基本条例	岸和田市文化振興条例
制定日	平成16年3月29日	平成27年4月1日(施行)	平成21年3月31日	平成26年3月27日	平成18年3月31日	平成18年4月1日(施行)	平成25年4月1日(施行)
前文の特徴	「今日、国際化がますます進展し、都市と都市とがその魅力を競い合う時代において、 長期的な視点に立って 芸術文化を振興することにより、芸術文化の薫り高い、心豊かでいきいきとした活気に満ちた、都市としての魅力あふれる 「芸術文化都市」を創造することが、これからの大阪に強く求められている。 」とし、「自由と進取の精神に基づき新しい芸術文化の創造を促進し、鑑賞から創造、更には将来の世代への継承を含め芸術文化を振興する多様な施策を総合的かつ強力に推進」と記載。	「堺には、百舌鳥古墳群を始め、多くの歴史文化資源が存在しており…」から始まり、中世の国際交易による「自由・自治都市堺」を形成した 自治の精神 や、「もてなしとふれあいの精神」を大切にす茶の湯の湯の大成として、 進取の気風 が育まれたことを記載し、「歴史文化資源を礎に、市民の自由で自主的かつ主体的な 文化芸術活動が展開される魅力のあるまち とならなければならない」と記述。	「地域固有の魅力を活用した豊かな文化芸術を創造、発信していくためには、 東大阪独自の文化的資源を把握 するとともに、文化芸術を担う人材を育み、先人たちが培ってきた地域の伝統文化を次世代へと継承する必要があります。」と記載の上、「誰もがゆとりやうおいを感じ、いつまでも愛着を持って親しまれる 「魅力と誇りある文化芸術のまち東大阪市」の実現 をめざす」と記述。	「古代には、百済王氏が移り住み、異国文化の彩りを添え……」に始まり、もてなしの文化が培われた江戸時代や、美術学校から多くの芸術家を輩出してきた近代などの歴史と、学園都市としての側面について記載すると同時に、「音楽をはじめ、演劇、美術など 多彩な文化芸術活動が息長く継続 されていることを「 枚方の誇り であり、まちの大きな特色」とした上で、「 市民一人ひとりが文化芸術活動の主体として、喜びと誇り、愛着を感じられるような文化芸術に満ちあふれたまち を築き上げることを決意」と記述。	「市民の日々の暮らしを豊かにしていこうとする営みやそれを支える諸活動である 生活文化 と、美術、音楽、演劇、文学、芸能などの 芸術文化 を文化振興の対象とした「文化振興ビジョン」に基づき市民主体の文化活動の活性化にやり組んできました。」と記載した上で、少子高齢社会や情報化の進展等による 価値観の多様化や、社会構造の変化 に絡んでおり、「 あらゆる人々との様々な協働 により、豊中の過去と現在をつなぎ、未来をつくる文化芸術を創造していく必要があります。」と記述。	市の歴史として旧石器時代から始まり、「明治以降は「ピエール操車場のまち」……昭和30年代以降は、千里ニュータウンが建設され、日本万国博覧会が開催され……」と古代から近代までの軌跡が記載され、「市民一人ひとりが、 歴史や文化を身近なものとしてとらえ、防れる人にもそれを伝え、 ともに文化の息づく感性豊かな 自立のまちづくり を進めると記述。	「私たちのまち岸和田は、海から山まで四季折々の美しく豊かな自然に恵まれ、 歴史と伝統ある城下町 として栄えてきました。勇壮で優美なだんじり祭をはじめ、 地域に根ざした伝統行事は、市民一人ひとりを結束させ、 今日まで引き継がれ、また、 市民自らが主体となって 活発に文化を創り、育んできました。」と記載した上で、「 市民と市が連携し、 誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田を実現する」と記述。
目的	第1条 芸術文化の振興について、基本理念を定め、本市の責務を明らかにするとともに、芸術文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、芸術文化振興施策を総合的かつ強力に推進し、もって 芸術文化都市大阪の創造 に寄与することを目的とする。	第1条 本市の文化芸術の振興について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び大学等教育機関の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、 自由で心豊かな市民生活の実現及び都市魅力の創造に寄与すること を目的とする。	第1条 本市の文化芸術の振興に関し基本理念を定め、本市並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、その総合的な推進を図り、もって 市民生活にゆとりやうおいを育み、 地域社会の発展に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市民、芸術家(文化芸術に関する創造的活動を行う者)をい。以下同じ。)、事業者、大学、団体等及び市の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって喜びと活力にあふれ、生き生きとした魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 市の振興について、基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって豊かで幅広い文化が創造されるまちづくりを進めることを目的とする。	第1条 本市における文化の振興に関し、その基本原則を定めることともに、市、市民及び団体の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創造に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。
定義	第2条 芸術文化 、音楽、演劇、舞踊、美術、写真、映像、文学、文楽、能楽、歌舞伎、茶道、華道、書道その他の芸術に関する文化をいう。 ・芸術活動 芸術作品を創作し、又は発表すること(専ら 趣味として行うものを除く)をいう。	第2条 ・文化芸術 音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能(能、狂言その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。)、茶道、華道、書道、その他これらに類するものをいう。	—	—	—	—	第2条 文化 芸術文化振興基本法(平成13年法律第148号)が対象とする文化芸術をいう。
基本理念	第3条 ・芸術文化の振興に当たっては、市民及び芸術家の自主性が十分に尊重されるべきものであること ・芸術文化は、 市民及び芸術家の双方が支えるべきもの であること ・芸術文化は、 市民が芸術家の活力及び創意を尊重 するとともに、自らこれに親しむことにより、その振興が図られるものであること ・ 芸術家は、その活力及び創意を生かした自主的かつ創造的な芸術活動 を行うことにより、芸術文化の振興に主体的かつ積極的な役割を果たすべきものであること ・芸術文化の振興に当たっては、 多様な多様な芸術文化の保護及び発展 が図られるべきものであること	第3条 ・文化芸術活動を行う者の 自主性及び創造性が十分に尊重 されるとき、その能力が十分に発揮されるよう配慮すること。 ・ 多様な文化芸術が、 創造され、及び発展するよう配慮すること。 ・堺の文化芸術が古くから現代に至るまで継承されてきたことを深く認識し、これを 保存し、及び未来へ継承 すること。	第2条 ・文化芸術の創造の主体である市民及び事業者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。 ・誰もが文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、及び文化芸術を創造することのできる権利が、 文化的権利として確立 されなければならない。 ・地域の特色を生かし、 個性的で魅力あふれる地域文化を創造 するとともに、人々が出会い、交流する、 開放性、多様性及び国際性 に富んだ都市文化を育み、 都市としての個性 を高めていかなければならない。 ・文化芸術活動の担い手となる 人材を発掘し、育成 するとともに、その能力を十分に発揮することのできる 環境を整えなければ ならない。 ・地域の伝統文化が市民等の財産として生まれ、将来へ引き継がれるよう十分に配慮されなければならない。 ・文化芸術活動を行う者及び市民等の 意見が反映されるよう十分に配慮 されなければならない。	第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の 生まれながらの権利 であることに鑑み、誰もが等しく文化芸術に親しむことができるような環境の整備を図るものとする。 ・文化芸術を創造し、享受することが人々の 生まれながらの権利 であることに鑑み、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。 ・ 市民、芸術家等、事業者、大学その他の教育機関及び市との間における様々な協働 により、文化芸術を担う人材を育て、国内外に発信することができる魅力ある新しい豊中の文化芸術の創造が行われるよう配慮されなければならない。 ・過去から培われてきた豊中の文化芸術を市民の財産として継承し、これが発展されるよう配慮されなければならない。 ・一人ひとりの 多様な文化芸術及び価値観を理解し、尊重 することにより、互いの文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。	第2条 ・文化芸術活動を行う者の 自主性及び創造性 が十分に尊重されなければならない。 ・文化芸術を創造し、享受することが人々の 生まれながらの権利 であることに鑑み、市民一人ひとりが等しく身近に文化に触れることができるような環境の整備を図らなければならない。 ・ やすらぎ、うおい、やさしさ及び感性を大切に する文化の裏り高い都市環境の形成が図られるよう配慮されなければならない。 ・ 多様な文化の交流 は相互の理解及び文化の発展を促進するという認識に立ち、これを 積極的に推進 しなければならない。 ・先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を市民共通の財産として受け継ぎ、大切に守り育て、さらに発展させるとともに、次の世代に引き継いでいかなければならない。	第3条 基本原則 ・市民一人一人の 自主性及び創造性を十分に尊重 すること。 ・文化を創造し、享受し、参加することが人々の 生まれながらの権利 であることに鑑み、市民が等しく文化を身近なものとして感じられるよう 環境の整備 を図ること。 ・文化の 多様性を尊重 するとともに、 その他の分野との関係において連携 を図ること。 ・地域に根ざした文化を市民の財産として育み、次代に引き継ぐこと。 ・文化を担う 人材の発掘及び育成 を図ること。	
役割分担	第4条 本市の責務	第4条 市の責務 第5条 市民等の役割 第6条 事業者の役割 第7条 大学等教育機関の役割	第3条 本市の役割 第4条 市民の役割 第5条 事業者の役割	第3条 市民の役割 第4条 芸術家の役割 第5条 事業者、大学及び団体等の役割 第6条 市の役割	第3条 市の役割 第4条 市民等の文化芸術の振興への寄与、相互理解等	第4条 市民の役割 第5条 事業者の役割 第6条 市の役割	第4条 市の役割 第5条 市民の役割 第6条 団体の役割
計画等の策定	第5条	第8条 推進計画	第6条 基本方針	第8条 文化芸術振興計画	第5条 基本方針	第7条 文化振興基本計画	第7条 文化振興計画
内容	第6条 市民が芸術文化に親しむ環境の整備 第7条 地域における活動の活性化 第8条 芸術文化の創造のための措置 第9条 青少年のための措置 第10条 伝統的な芸術文化の保護及び継承 第11条 顕彰	第9条 文化芸術活動を行う環境の整備 第10条 文化芸術に親しむことができる環境の整備 第11条 学校教育における文化芸術活動の充実 第12条 将来の文化芸術を担う子どもたちの育成 第13条 文化芸術を支える人材の育成 第14条 多様な分野との連携 第15条 歴史文化資源の継承及び活用 第16条 魅力的なまちの景観の創出 第17条 文化施設の活用 第18条 国際的な文化芸術の交流 第19条 経済活動との連携 第20条 財政上の措置	第7条 財政上の措置 第8条 文化的環境の整備等 第9条 文化芸術活動における交流 第10条 情報の収集、整備及び発信 第11条 人材の育成 第12条 子ども、高齢者、障害者、外国人等の文化芸術活動の充実 第13条 顕彰	【第1章 計画の概要】 1計画策定の趣旨 2文化芸術振興の担い手と計画の位置付け 【第2章 文化芸術を取り巻く状況】 1文化芸術に関する国・大阪府の動向 2枚方市における文化芸術の現状と課題 【第3章 目指すまちの姿と文化芸術振興の基本的な考え方】 1目指すまちの姿 2文化芸術振興の基本的な考え方 【第4章 文化芸術振興施策】 1施策の体系 2施策推進における基本理念 3基本的な施策と取り組みの方向性	第6条 協働の仕組み及びび環境の整備等 第7条 市民の文化芸術活動の場及び機会の充実 第8条 子ども、高齢者、障害者等の文化 芸術活動に対する必要な措置 第9条 人材の育成 第10条 歴史的文化遺産の保存等 第11条 交流の推進 第12条 情報の収集等 第13条 財政上の措置 第15条 顕彰	第9条 市民の文化活動の機会の充実 第10条 高齢者、障害者等の文化活動の充実 第11条 青少年の文化活動の充実 第12条 生涯学習の充実 第13条 文化活動の担い手の育成 第14条 国内及び海外との交流 第15条 大学の交流等 第16条 文化環境の整備 第17条 文化的都市景観の形成 第18条 顕彰	第8条 文化活動の機会の充実 第9条 文化施設の整備及び公共施設の活用 第10条 文化財及び景観への理解 第11条 専門家、研究者等との交流及び連携 第12条 子ども等の文化活動の充実 第13条 高齢者、障害者等の文化活動の充実 第14条 生涯学習活動との連携 第15条 情報の収集と提供 第16条 財政上の措置 第17条 表彰 第18条 その他
推進体制	第12条 施策の推進のための措置	第21条 堺市文化芸術審議会 第22条～第26条 組織・委員の任期等	第14条 審議会の設置	第9条 文化芸術振興審議会	第14条 推進体制の整備 第16条 文化芸術振興審議会	第19条 審議会	—
委任	—	第27条	—	—	—	第20条	—
URL	https://kvr800/legal-square.com/HAS-Shohin/iss/SVDDocumentView	https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/bunka/bunka1/orei/df_filename.files/iyourei.pdf	https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsfiles/contents/0000002/2123/bunkageiuyutisinkouyorei.pdf	https://www.lg-raiki.net/hirakata/raiki_honbun/0600RG00001079.html	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/iinken_gakushu/bunka/culture_nlan/iyourei.files/h18_03_joyrei.pdf	https://www.city.suita.osaka.jp/library/kobo/bunka/pa/ge/008638/upload/bunka_32_shinko_32_joyrei.pdf	https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/19812.pdf

